

歴史を無視した都市計画は本来あり得ない

居住の歴史のない都市などありえないのだから、都市計画の立案や構想にあたってその都市が有する過去の履歴から出発するのは本来、至極当然のことである。しかし、驚くべきことにこの国ではそれがこれまで常識とはなっていなかった。

銀座煉瓦街や市区改正の当初から、都市とは封建制の桎梏から解放されるべき課題として存在していた。都市を「近代化」するための計画技術として都市計画には存在意義があった。ちょうど建築単体において、近世以来の大工技術が高等教育で無視されたのと軌を一にしていたのである。

都市計画において歴史とは、当初はみずからの制度の枠外のものとして例外的に扱うものであったし、下って歴史を尊重するといった意識が芽生えてきた高度成長期以降においても、多くの場合、モデル的な措置に過ぎなかった。

都市計画関連法規の中で歴史という用語が出てくるのは、おそらく古都保存法における「歴史的風致」というところだけであろう。昨年成立した「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」が、このように生硬で長たらしい名称となっているということ自体も、裏を返せば歴史的環境を適切に評価し表現する必要も機会もこれまでほとんどなかったことを示している。

ところが、喜ばしいことに、こうした状況が近年急速に変化しつつある。土地の形状や生活風景、地域の歴史をベースとした都市のマスタープランの策定や景観計画の実施がほとんど当然の前提となるような時代が到来したのである。

そして今や、本特集にあるように、特徴的な歴史的事実が明確に都市内に読み取れるような典型的な歴史都市だけではなく、「ふつうのまち」の都市計画において、いかに歴史を読み解き、これを活かしたまちづくりをすすめていくかということにまで関心が広がってきている。歴史まちづくり法はこうした趨勢を後押しするおおきな力となるだろう。歴史を無視した都市計画など本来あり得ないという当たり前のことがようやく実現する時代になったのである。

しかし、喜んでばかりではいけない。歴史に立脚して、かつ21世紀の環境上の要求を満たすような都市計画の普遍的な手法を私たちはこれから確立していかなければならない。そのためには、都市そのものに目をこらし、耳を傾けることが必要である。都市空間はそのための構想力をみずからのうちに内在させている。それを読み解き見通す目を持ち、都市生活者の息吹を聞く耳を持つ、想像力をもった都市計画の人材がいま、求められているのである。



西村幸夫

Yukio NISHIMURA

東京大学先端科学技術研究センター
教授